

社会福祉法人 小渦会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

目 標 ①

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供をおこなう。

対 策

令和3年4月～ 制度に関する内容を職員に周知する。

目 標 ②

育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う。

対 策

令和3年4月～ 院内広報誌や院内勉強会の資料を送付する。

目 標 ③

年次有給休暇の取得日数を、当該年度に付与された日数の70%以上とする。

対 策

令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握し、計画的な取得促進をおこなう。